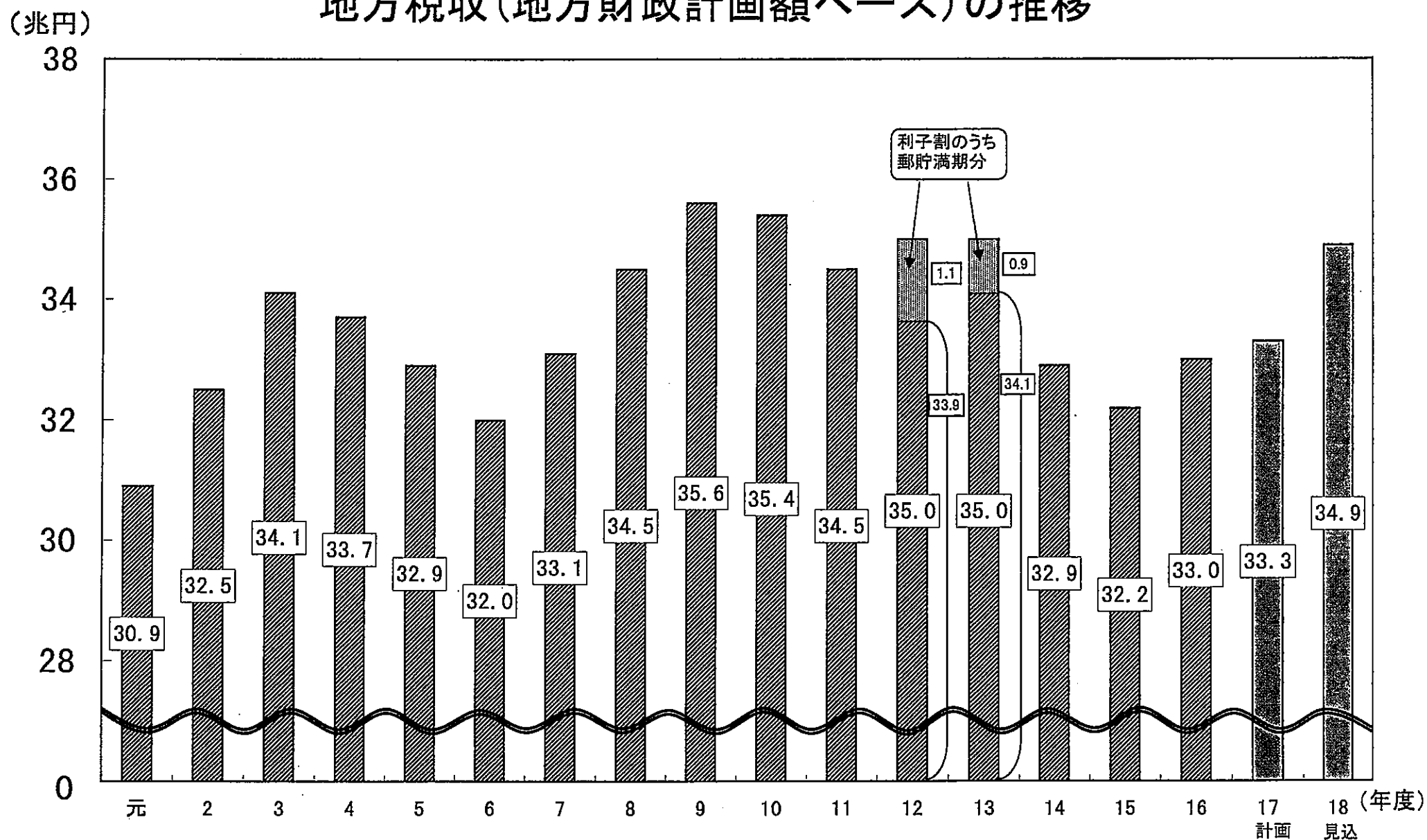


〔平18. 1. 27〕
総 37-6
基 礎 小 46-6

資 料

（ 地 方 税 関 係 ）

地方税収(地方財政計画額ベース)の推移



(注1) 地方税収は、平成16年度までは決算額、17年度は地方財政計画額、18年度は見込額である。

(注2) 表中における計数は、地方財政計画額ベース(超過課税及び法定外税を除く)である。

平成18年度地方税収入見込額(地方財政計画額ベース)

(単位:億円)

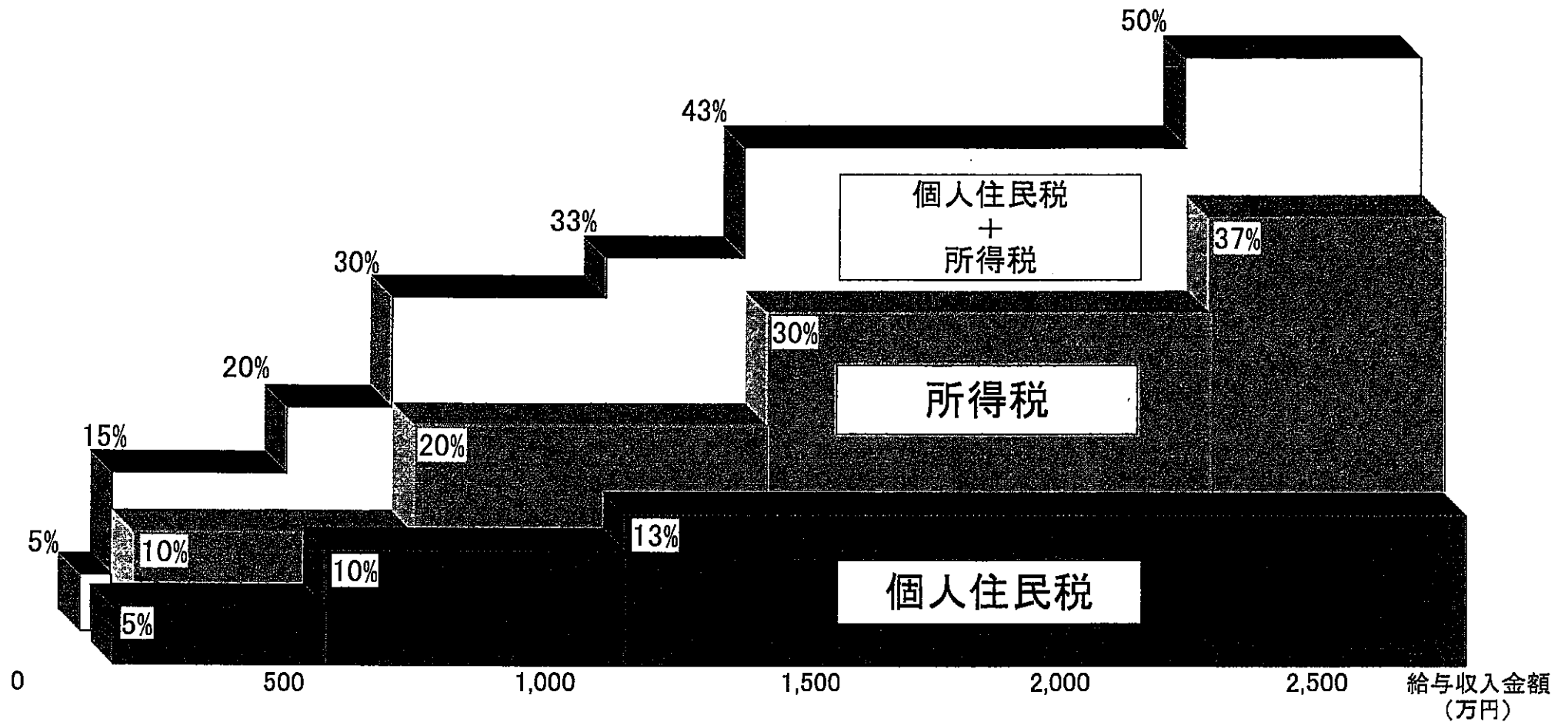
税目	16年度決算額 A	17年度計画額 B	18年度見込額 (現行法) C	18年度改正による 18年度増減収見込額 D	18年度見込額 E=C+D	⑩見込－ ⑪計画 E-B	⑩見込／ ⑪計画 E/B	
個人住民税	77,277	79,611	87,597	・非課税限度額の引下げ 6	87,603	7,992	110.0%	
法人住民税	27,131	29,015	31,553	〔IT投資促進税制の廃止 ・開発研究用設備の特別償却の廃止 ・情報基盤強化税制の創設等〕 121	31,674	2,659	109.2%	
法人事業税	40,251	41,310	48,395		74	48,469	7,159	117.3%
〔法人2税計〕	67,382	70,325	79,948		195	80,143	9,818	114.0%
地方消費税	26,139	25,061	26,343	－	26,343	1,282	105.1%	
自動車税	17,130	17,713	17,659	－	17,659	▲ 54	99.7%	
固定資産税	86,694	87,243	83,644	・負担調整措置の見直し等 268	83,912	▲ 3,331	96.2%	
地方たばこ税	11,506	10,922	10,988	・税率の引上げ (18年7月から) 610	11,598	676	106.2%	
その他	43,844	42,314	41,529	・住宅以外の家屋に係る特 例税率の見直し(不動産 取得税)等 196	41,725	▲ 589	98.6%	
地方税計	329,972	333,189	347,708	1,275	348,983	15,794	104.7%	

(注1) 表中における計数は、地方財政計画額ベース(超過課税及び法定外税を除く)である。

(注2) 利子割及び交付金・納付金は、「その他」に含む。

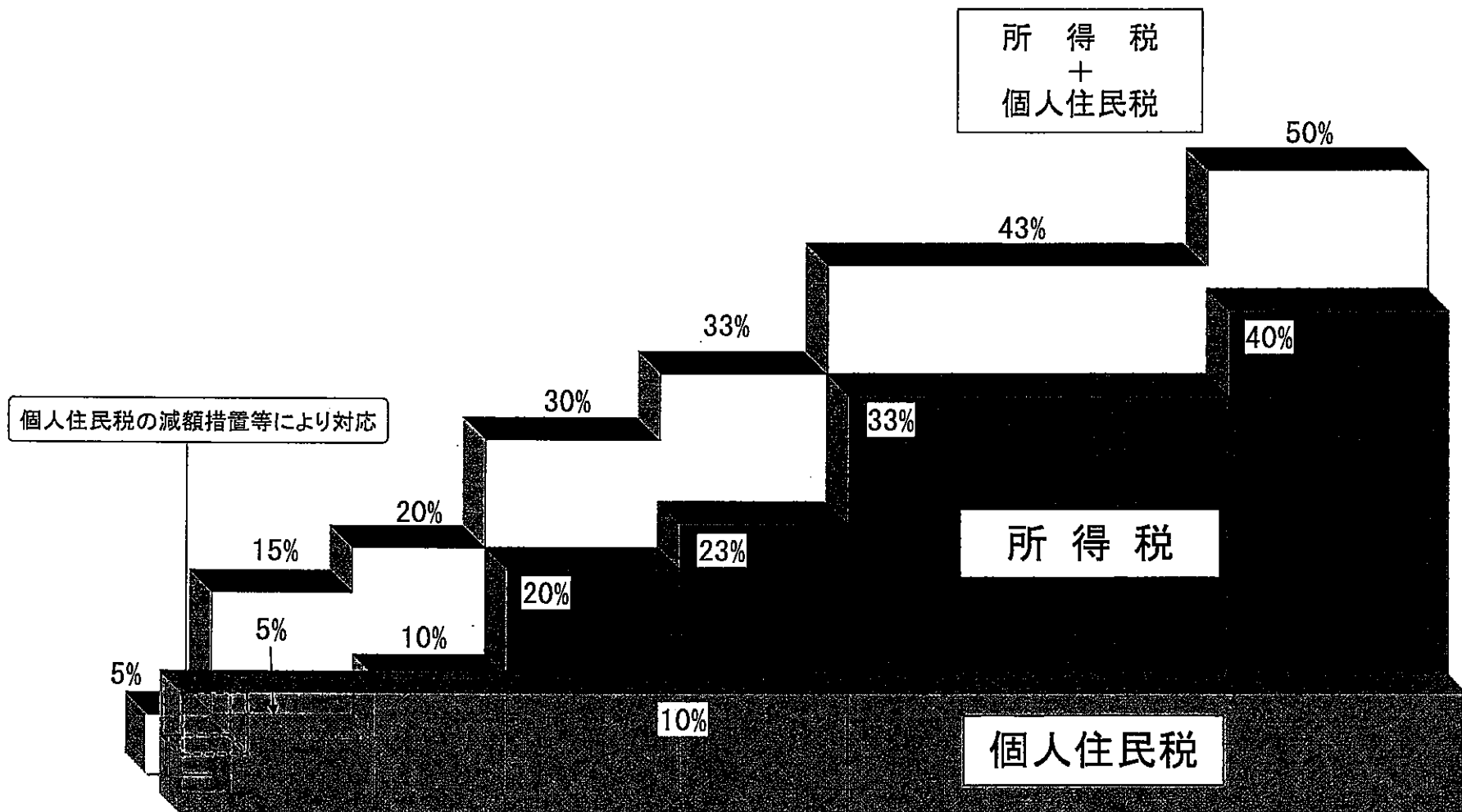
(注3) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

所得税・個人住民税の税率構造（改正前）



(注) 給与収入金額は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合である。

所得税・個人住民税の税率構造(改正案)



税源移譲後の所得税・個人住民税の税率(案)

【改正前】

所得税		
課税所得		税率
～	330万円	10%
330万円	～ 900万円	20%
900万円	～ 1,800万円	30%
1,800万円	～	37%

個人住民税		
課税所得		標準税率
～	200万円	5%
200万円	～ 700万円	10%
700万円	～	13%
(道府県民税)		
～	700万円	2%
700万円	～	3%
(市町村民税)		
～	200万円	3%
200万円	～ 700万円	8%
700万円	～	10%

【改正案】

所得税		
課税所得		税率
～	195万円	5%
195万円	～ 330万円	10%
330万円	～ 695万円	20%
695万円	～ 900万円	23%
900万円	～ 1,800万円	33%
1,800万円	～	40%

個人住民税	
課税所得	標準税率
一律	10%
(道府県民税)	
一律	4%
(市町村民税)	
一律	6%

(注)上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用する。

人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(案)

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額する。

1. 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者

①と②のいずれか小さい額の5%

① 人的控除額の差の合計額

② 個人住民税の課税所得金額

2. 個人住民税の課税所得金額が200万円超の者

{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

(注) 個人住民税の課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とする。

税源移譲による負担増減額(独身)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000,000	64,000	32,000	△ 32,000	34,500	66,500	32,000	98,500	98,500	0
3,000,000	124,000	62,000	△ 62,000	64,500	126,500	62,000	188,500	188,500	0
4,000,000	188,000	94,000	△ 94,000	96,500	190,500	94,000	284,500	284,500	0
5,000,000	258,000	160,500	△ 97,500	163,000	260,500	97,500	421,000	421,000	0
6,000,000	328,000	230,500	△ 97,500	233,000	330,500	97,500	561,000	561,000	0
7,000,000	474,000	376,500	△ 97,500	307,000	404,500	97,500	781,000	781,000	0
8,000,000	634,000	536,500	△ 97,500	387,000	484,500	97,500	1,021,000	1,021,000	0
9,000,000	794,000	696,500	△ 97,500	467,000	564,500	97,500	1,261,000	1,261,000	0
10,000,000	966,000	868,500	△ 97,500	553,000	650,500	97,500	1,519,000	1,519,000	0
11,000,000	1,148,000	1,063,700	△ 84,300	657,200	741,500	84,300	1,805,200	1,805,200	0
12,000,000	1,330,000	1,273,000	△ 57,000	775,500	832,500	57,000	2,105,500	2,105,500	0
13,000,000	1,533,000	1,503,300	△ 29,700	893,800	923,500	29,700	2,426,800	2,426,800	0
14,000,000	1,806,000	1,803,600	△ 2,400	1,012,100	1,014,500	2,400	2,818,100	2,818,100	0
15,000,000	2,079,000	2,103,900	24,900	1,130,400	1,105,500	△ 24,900	3,209,400	3,209,400	0
16,000,000	2,364,000	2,417,400	53,400	1,253,900	1,200,500	△ 53,400	3,617,900	3,617,900	0
17,000,000	2,649,000	2,730,900	81,900	1,377,400	1,295,500	△ 81,900	4,026,400	4,026,400	0
18,000,000	2,934,000	3,044,400	110,400	1,500,900	1,390,500	△ 110,400	4,434,900	4,434,900	0
19,000,000	3,219,000	3,357,900	138,900	1,624,400	1,485,500	△ 138,900	4,843,400	4,843,400	0
20,000,000	3,504,000	3,671,400	167,400	1,747,900	1,580,500	△ 167,400	5,251,900	5,251,900	0
25,000,000	5,106,100	5,416,000	309,900	2,365,400	2,055,500	△ 309,900	7,471,500	7,471,500	0
30,000,000	6,863,600	7,316,000	452,400	2,982,900	2,530,500	△ 452,400	9,846,500	9,846,500	0
40,000,000	10,378,600	11,116,000	737,400	4,217,900	3,480,500	△ 737,400	14,596,500	14,596,500	0
50,000,000	13,893,600	14,916,000	1,022,400	5,452,900	4,430,500	△ 1,022,400	19,346,500	19,346,500	0

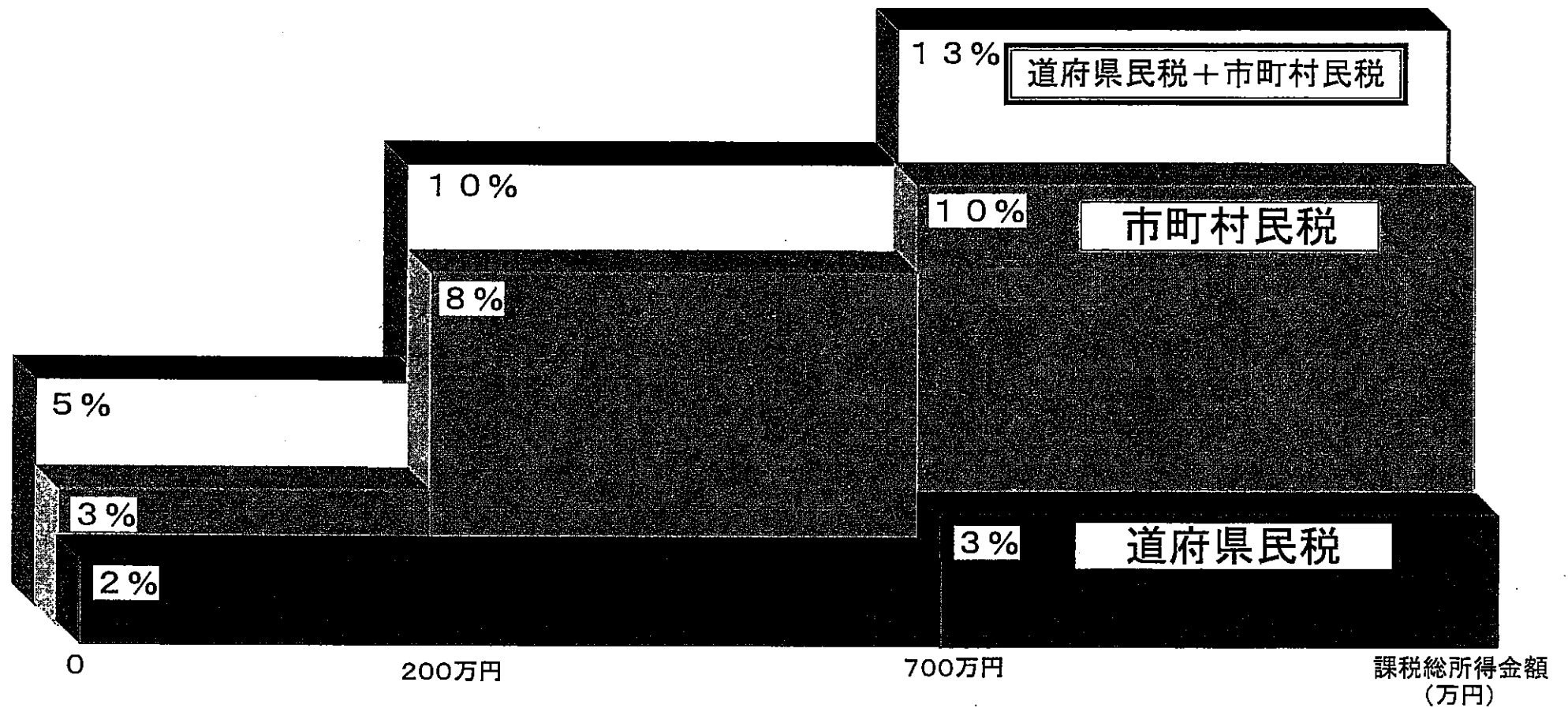
(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

税源移譲による負担増減額(夫婦子2人)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000,000	0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
4,000,000	49,000	24,500	△ 24,500	41,000	65,500	24,500	90,000	90,000	0
5,000,000	119,000	59,500	△ 59,500	76,000	135,500	59,500	195,000	195,000	0
6,000,000	189,000	94,500	△ 94,500	122,000	216,500	94,500	311,000	311,000	0
7,000,000	263,000	165,500	△ 97,500	196,000	293,500	97,500	459,000	459,000	0
8,000,000	356,000	258,500	△ 97,500	276,000	373,500	97,500	632,000	632,000	0
9,000,000	516,000	418,500	△ 97,500	356,000	453,500	97,500	872,000	872,000	0
10,000,000	688,000	590,500	△ 97,500	442,000	539,500	97,500	1,130,000	1,130,000	0
11,000,000	870,000	772,500	△ 97,500	533,000	630,500	97,500	1,403,000	1,403,000	0
12,000,000	1,052,000	954,500	△ 97,500	631,200	721,500	90,300	1,683,200	1,676,000	△ 7,200
13,000,000	1,234,000	1,162,600	△ 71,400	749,500	812,500	63,000	1,983,500	1,975,100	△ 8,400
14,000,000	1,416,000	1,371,900	△ 44,100	867,800	903,500	35,700	2,283,800	2,275,400	△ 8,400
15,000,000	1,662,000	1,645,200	△ 16,800	986,100	994,500	8,400	2,648,100	2,639,700	△ 8,400
16,000,000	1,947,000	1,958,700	11,700	1,109,600	1,089,500	△ 20,100	3,056,600	3,048,200	△ 8,400
17,000,000	2,232,000	2,272,200	40,200	1,233,100	1,184,500	△ 48,600	3,465,100	3,456,700	△ 8,400
18,000,000	2,517,000	2,585,700	68,700	1,356,600	1,279,500	△ 77,100	3,873,600	3,865,200	△ 8,400
19,000,000	2,802,000	2,899,200	97,200	1,480,100	1,374,500	△ 105,600	4,282,100	4,273,700	△ 8,400
20,000,000	3,087,000	3,212,700	125,700	1,603,600	1,469,500	△ 134,100	4,690,600	4,682,200	△ 8,400
25,000,000	4,591,800	4,860,000	268,200	2,221,100	1,944,500	△ 276,600	6,812,900	6,804,500	△ 8,400
30,000,000	6,349,300	6,760,000	410,700	2,838,600	2,419,500	△ 419,100	9,187,900	9,179,500	△ 8,400
40,000,000	9,864,300	10,560,000	695,700	4,073,600	3,369,500	△ 704,100	13,937,900	13,929,500	△ 8,400
50,000,000	13,379,300	14,360,000	980,700	5,308,600	4,319,500	△ 989,100	18,687,900	18,679,500	△ 8,400

- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

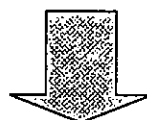
個人住民税(所得割)の県分・市町村分税率構造（改正前）



道府県民税及び市町村民税の税率割合(案)

	都道府県	市町村	合計
移譲前税収(注)	2兆5,100億円	6兆2,100億円	8兆7,200億円
国庫補助負担金改革額(A)	2兆2,800億円	7,300億円	3兆 100億円
計	4兆7,900億円	6兆9,400億円	11兆7,300億円
比 率	41	59	100

(注) 平成18年度税収として見込まれる数値を試算したもの(定率減税適用前)。



【改正案】

	都道府県	市町村	合計
税 率	4%	6%	10%
移譲後税収	4兆6,900億円	7兆 400億円	11兆7,300億円
税源移譲額 (B)	2兆1,800億円	8,300億円	3兆 100億円
(B)－(A)	△1,000億円	1,000億円	0

分離課税等に係る個人住民税の税率割合(県分・市町村分)等について(案)

分離課税等に係る税率割合等を、道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の税率改正にあわせ、改正する。

		現 行		改 正 案	
		道府県民税	市町村民税	道府県民税	市町村民税
分 離 課 税	土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得(国・地方公共団体等への譲渡)、株式等の譲渡所得等(非上場)、先物取引の雑所得等	1.6%	3.4%	2%	3%
	上場株式に係る譲渡所得 優遇税率	1%	2%	1.2%	1.8%
	土地、建物等の短期譲渡所得	3%	6%	3.6%	5.4%
	土地等の事業所得等 ※平成21年(度)まで課税停止中	次の方法により算出された金額のうちいずれが多い方の金額。 ①課税事業所得等の金額×道府県 3%・市町村 9% ②[(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×総合課税の税率-(課税総所得金額×総合課税の税率)]×110%		次の方法により算出された金額のうちいずれが多い方の金額。 ①課税事業所得等の金額×道府県 4.8%・市町村 7.2% ②[(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×総合課税の税率-(課税総所得金額×総合課税の税率)]×110%	
	肉用牛の売却による事業所得	0.5%	1.0%	0.6%	0.9%
交 付 金	道府県民税配当割、株式等譲渡所得	—	68/100	—	3/5
	割の市町村交付金交付割合 優遇税率の場合	—	2/3	—	3/5
控 除	配当控除	0.8%	2%	1.2%	1.6%
	外国税額控除	10%	20%	12%	18%
	配当割額及び株式等譲渡所得	32/100	68/100	2/5	3/5
	割額の控除 優遇税率の場合	1/3	2/3	2/5	3/5

※1. 上場株式に係る譲渡所得及び道府県民税株式等譲渡所得割は、平成19年12月31日までの間は3%の優遇税率が適用される。

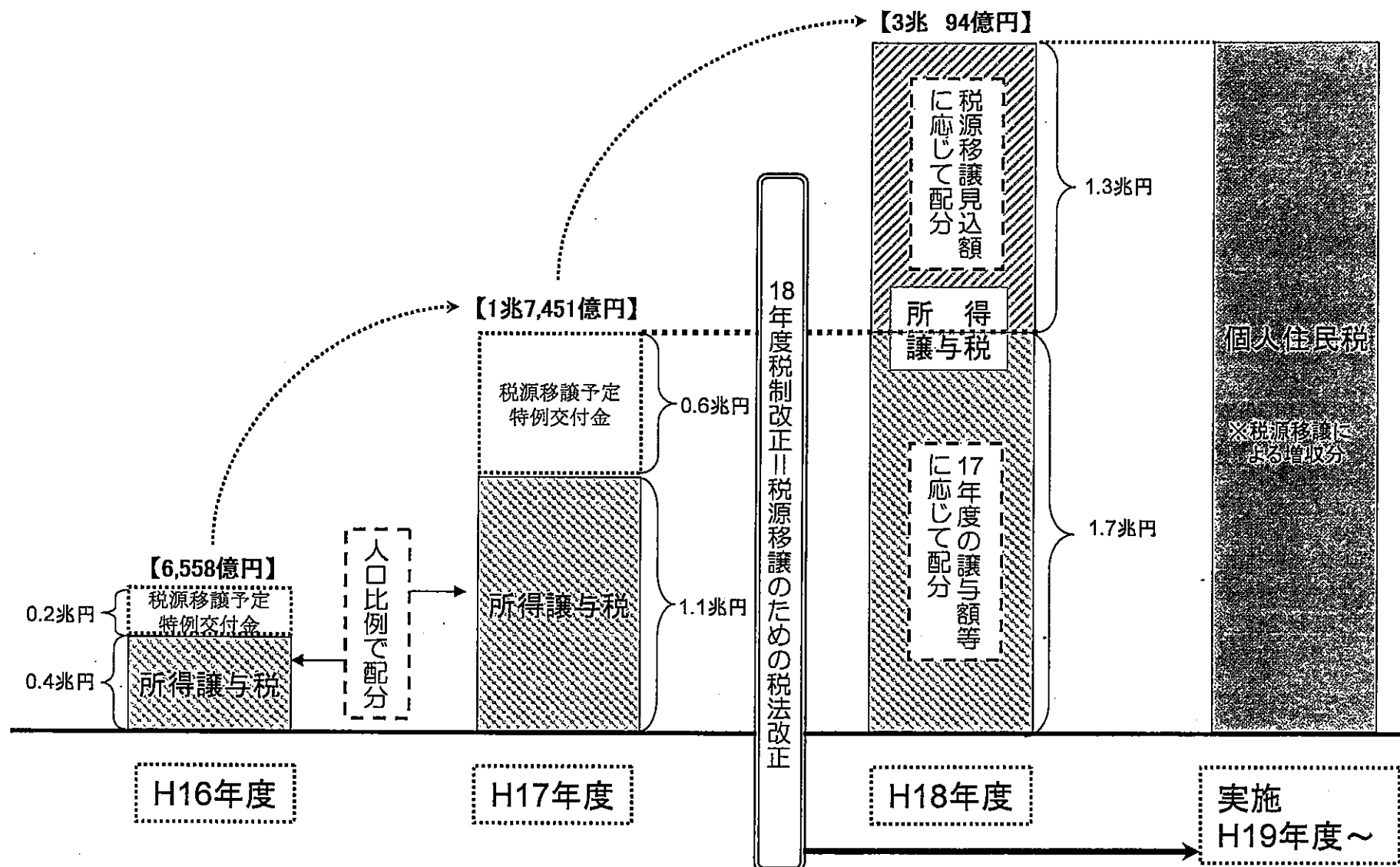
2. 道府県民税配当割は、平成20年3月31日までの間は3%の優遇税率が適用される。

3. 市町村交付金は徴収取扱費を差し引いた後の税収に交付割合を乗じるので、実際の交付金割合とは異なるものとなっている。

4. 配当控除は、一般的な配当に係る控除率を記載している(この他の控除率は、道府県民税:市町村民税、0.6%:0.8%、0.3%:0.4%、0.15%:0.2%とする)。

税源移譲の年次進行と所得譲与税の譲与基準(案) [イメージ]

(注) 数字は譲与税等の金額



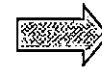
個人所得課税の定率減税の廃止(案)

【現行(17年度改正後)】

【18年度改正案】

個人住民税

税額の7.5%相当額を控除
(2万円を限度)



廃止

所得税

税額の10%相当額を控除
(12.5万円を限度)



廃止

(注) 18年度改正案は、個人住民税については平成19年6月徴収分から、所得税については平成19年分から適用される。

地震保険料控除の創設(案・個人住民税)

制度の概要

改正前 [損害保険料控除]

支払った損害保険料の額に応じた
一定の金額を所得控除

[控除限度額]

長期損害保険: 1万円 (所得税: 1.5万円)

短期損害保険: 2千円 (所得税: 3千円)

ただし最大: 1万円 (所得税: 1.5万円)

(改組)



改正案 [地震保険料控除]

(平成20年度分から適用)

支払った地震保険料の1/2の額
を所得控除

[控除限度額]

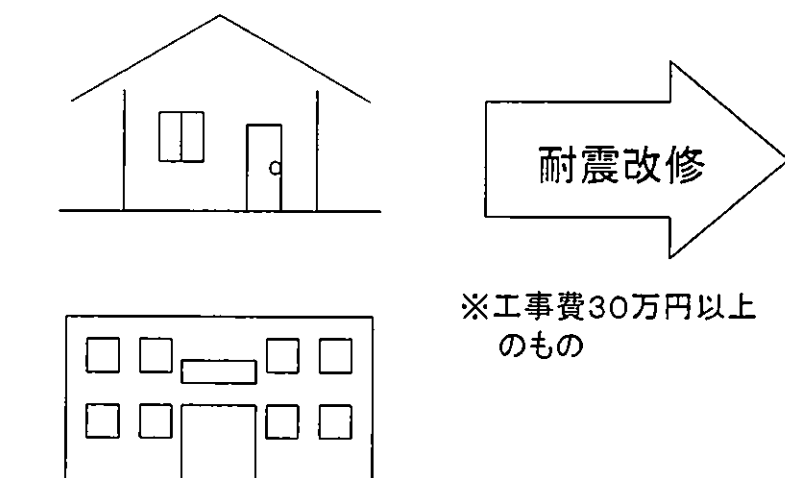
2.5万円 (所得税: 5万円)

経過措置として、平成18年末までに締結した
長期損害保険に係る保険料については従前
どおり、損害保険料控除を適用できる。

(注)「長期損害保険」とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいい、「短期損害保険」とはそれ以外のものをいう。

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設(案)

〔昭和57年1月1日に存していた住宅〕



改修家屋全体に係る
固定資産税額の1/2を減額

◎ 減額期間

平成18年～21年までの改修 → 3年間
平成22年～24年までの改修 → 2年間
平成25年～27年までの改修 → 1年間

※早く改修するほど減額措置を長く
受けられる仕組み

◎ 減額対象床面積

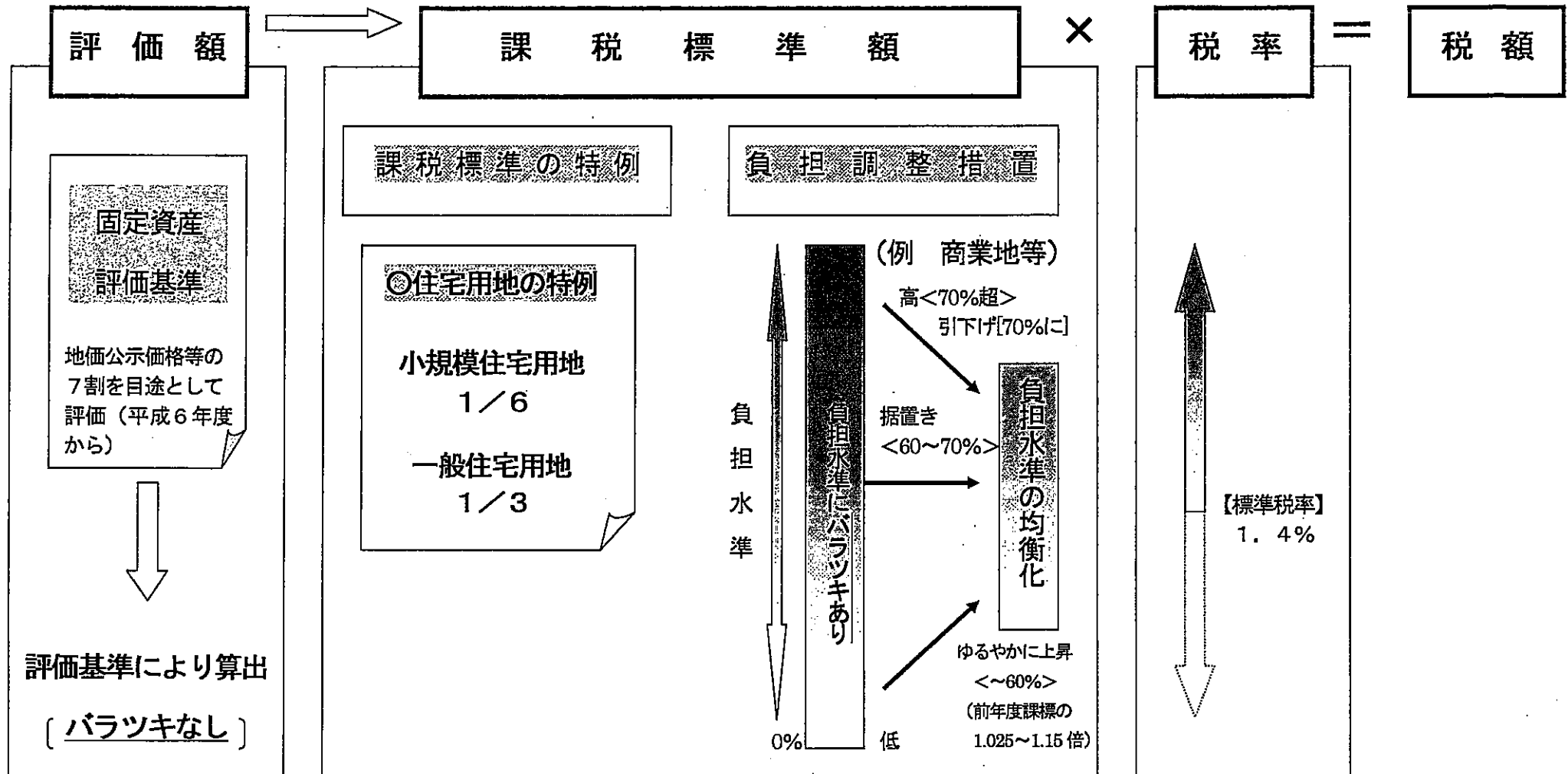
1戸当たり120m²相当分まで

【減額を受けるための手続】

- 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書^(※)を添付し、市町村へ改修後3月以内に申告

(※)証明書の発行主体：地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関

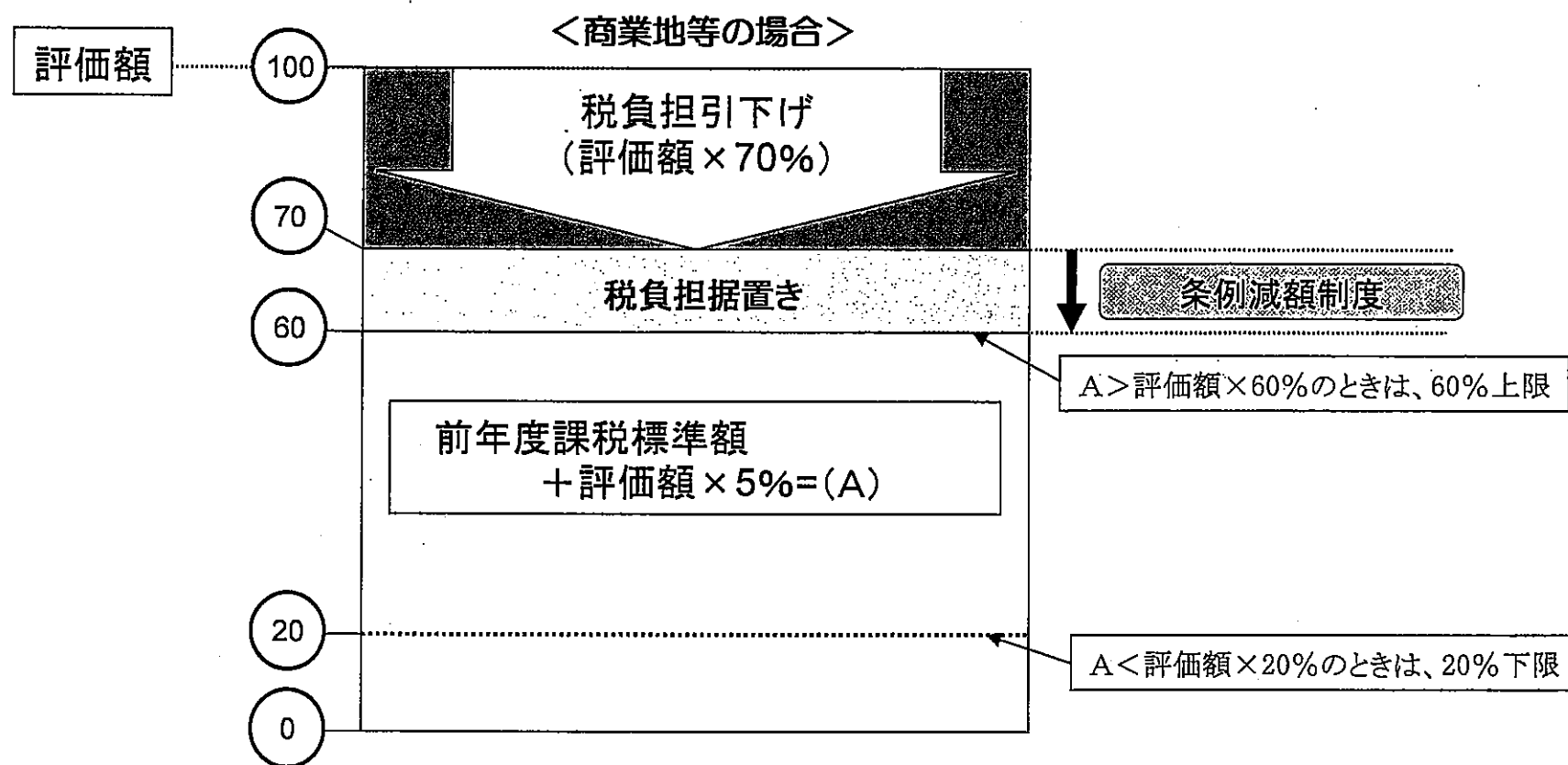
固定資産税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）



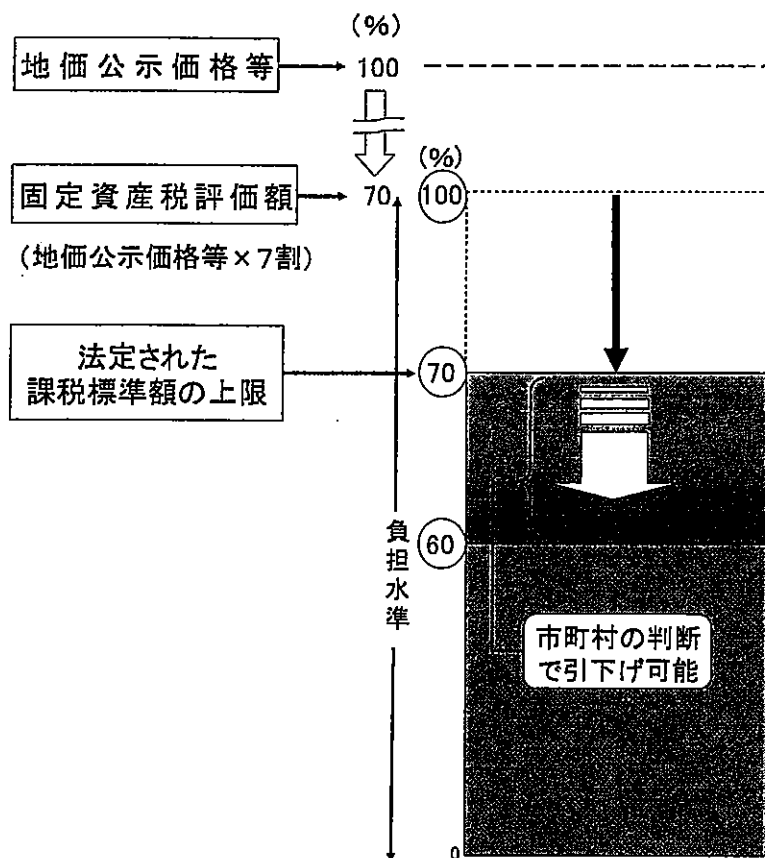
$$\left[\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}} = \text{評価額に対して、前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるかを示す指標} \right]$$

土地に係る固定資産税の負担調整措置(平成18年度から平成20年度まで)

- ① 商業地等に係る課税標準額の法定上限(評価額の70%)を維持する。
- ② 商業地等に係る条例減額制度を継続する。
- ③ 負担水準が低い土地について、制度を簡素化し、均衡化を一層促進する。



課税標準額の法定上限率と条例減額制度について



※ 負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度の評価額

制度導入団体

東京都（23区内）など6団体

制度の概要

① 課税標準額の法定上限率

商業地等については、一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置を法定している。
(平成18～20年度も制度を維持。)

② 条例減額制度

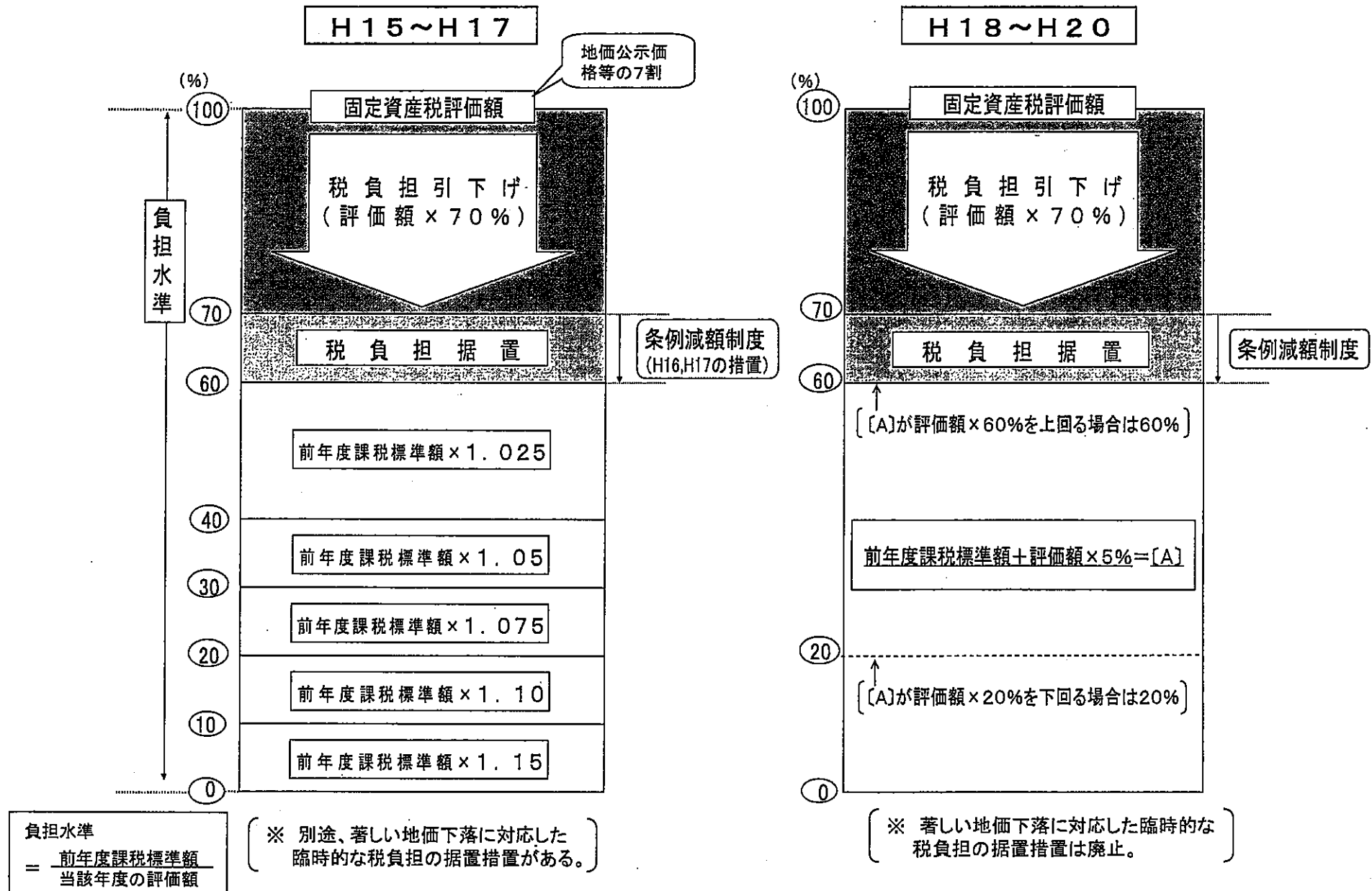
市町村の判断(条例)により、課税標準額の上限率をさらに60%～70%の範囲で引き下げることを可能とする制度。

〔平成16年度及び17年度の措置として導入。
⇒平成18年度税制改正により、18～20年度も継続。〕

(備考) 条例減額制度について

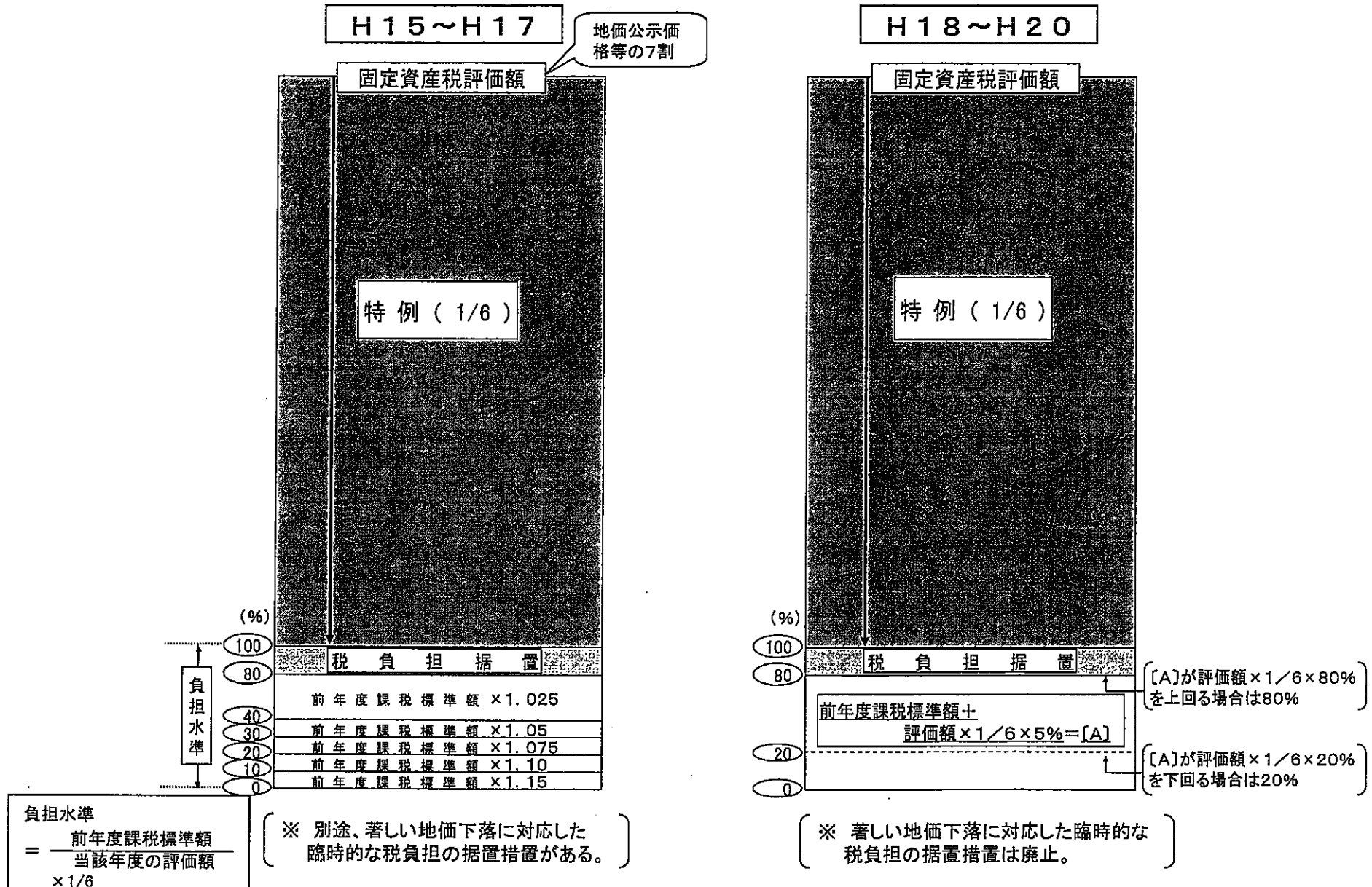
- (税率ではなく)課税標準額の調整を市町村に委ねるため、法律上の根拠が必要。
- 制度を導入するかどうかは市町村の自主的な判断。

固定資産税の負担調整措置の改正案について【商業地等】



固定資産税の負担調整措置の改正案について【住宅用地】

《小規模住宅用地の場合》（一般住宅用地の場合は特例率1/3）



不動産取得税の特例税率の見直し等について（案）

- 標準税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置について、以下のとおりとする。

区 分		改正前	改正案
住宅関係	土 地	3 %	3 % H18.4.1～H21.3.31
	家 屋		
店舗、事務所、 商業地等	土 地	3 %	3 % H18.4.1～H21.3.31
	家 屋		4 % （特例措置は廃止。 ただし、経過措置として H20.3.31までの2年間 3.5%）

- 宅地等の取得に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置について、平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。

地方たばこ税の税率の引上げについて(案)

1 改正案 平成18年7月1日実施

旧3級品以外の製造たばこ

(単位:円/1,000本)

	現行	改正案	差引
道府県たばこ税	969	1,074	+105
市町村たばこ税	2,977	3,298	+321
地方計	3,946	4,372	+426

旧3級品の製造たばこ

(単位:円/1,000本)

現行	改正案	差引
461	511	+ 50
1,412	1,564	+152
1,873	2,075	+202

(参考)

国のたばこ税	3,126	3,552	+426
たばこ特別税	820	820	—
国 計	3,946	4,372	+426

1,484	1,686	+202
389	389	—
1,873	2,075	+202

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。

2 増収見込額(地方合計)

初年度 610億円 (注) 税収の帰属は売渡月の翌月末となり、新税率による増収見込月は8ヶ月(8月～3月)

平年度 882億円

3 手持品課税

平成18年7月1日現在、小売販売業者等が販売のために所持するたばこについては、今回の税率引上げ分の地方のたばこ税を小売販売業者等に申告納付。